

日程第 7. 承認第 3 号 専決処分（南風原町情報公開条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 宮城清政君 日程第 7. 承認第 3 号 専決処分（南風原町情報公開条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第 3 号 専決処分（南風原町情報公開条例の一部を改正する条例）の承認についてであります。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、南風原町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

専決処分書 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、南風原町情報公開条例の一部を改正する条例を、下記の理由により 3 月 31 日に専決処分し同日公布いたしました。

専決処分した理由としまして、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、南風原町情報公開条例の規定についても平成 27 年 4 月 1 日から施行するため改正が必要であり専決処分いたしました。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 承認第 3 号 南風原町情報公開条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。今回の条例改正の理由は、先ほども副町長からございましたが、独立行政法人通則法の一部を改正する法律のなかで改正がございました。これまで全ての独立行政法人を一律に規定しておりましたが、この新たな改正で中期目標管理法人、それから国立研究開発法人、そして今回規定される行政執行法人という 3 つの分野に分類されました。以前は特定独立行政法人と一括りにしていたものを、行政執行法人という修正があります。これは何かと言いますと、情報公開条例のなかで非公開とすることができる、ただし次の法人の公務員の職については公開しますよという改正です。なぜ 3 つのうちこの 1 つかと言いますと、この行政執行法人と言いますのは、他の 2 つの法人と比較して国の行政事務と密接に関連した国の相当の関与の下に確実に執行することが求められる事務事業を行う法人となっております。そのことから法人のなかには当然、法人で採用された方もいますが、そのなかで公務員の職にある者については情報を開示しますよという条項です。これまでそれぞれ 3 つの法人が一括りに特定独立行政法人とされていたものを、行政執行法人の公務員の職にある者についてはこの情報を公開することができるということの改正となっております。以上が、概要説明です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 花城清文議

員。

○8番 花城清文君 では、質問します。まず、町長が専決処分をするには条件が必要ですが、今度の専決処分をした理由のなかに独立行政法人通則法とあり、これは平成26年に改正施行されているわけでしょう。平成26年からだったら、われわれの議会が何回も開かれました。平成27年3月議会も開かれています。専決処分というのは、本来は議案として議会に提案して審議してもらっただけでも時間的余裕がなかったので町長の権限で専決処分したというものになります。けれども、平成26年に改正施行された法律がなんで今頃こういうかたちで専決処分となったのか、その理由がよく分からない。どうでしょうか、お答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。おっしゃるとおり、同法案は平成26年6月6日の参議院本会議において可決されています。様々な条例、そのなかにいろいろな法律、当然、上位法としてあります。おっしゃるとおり、3月末にこの情報を掴みました。まさに専決をするのではなくそのあとに本会議が何度かあったのですが、そういったことで今回の専決をさせていただいたということでございます。4月1日からの施行でございますので、こういった情報公開ができるものについてはいち早く対応する必要があるという見方での専決をさせていただいたということでございます。情報は一生懸命掴もうとしているのではあるのですが、今回こういった結果になったことをお詫び申し上げて、今後はそういったことがないようにいろんな角度でアンテナを磨いて、臨時定例で対応できるものはそのようにしたいと考えています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 皆さんの仕事の忙しさはよく分かっているつもりです、理解できます。今、部長が答えられたように、6月にこの法律が改正施行されました。だったら9月の定例会もありました。12月もあります。その間に臨時議会が何回もありました。その間、それがチェックできなくて議案として提案できなかったのは非常に反省すべきだろうと思います。今後、こういうミスがないように、議会の手続きを経るべきものはしっかりと確認をして議案として提案し審議をしていただく、それが大事だと思います。仕事の忙しさは分かります。今回のようなミスがないように今後気を付けて欲しいことを申し上げておきます。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第 3 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第 3 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第 3 号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから承認第 3 号 専決処分（南風原町情報公開条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認することに決定しました。